

平成20年度 追加緊急対策の概要

追加緊急対策の概要

区 分	酪 農	肉用牛	養 豚	養 鶏
○ 配合飼料価格安定制度の安定運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常補てんの発動基準の引き下げによる通常補てん基金からの補てんの軽減 ・ 通常補てん基金に対する長期無利子貸付 ただし、4%の追加補てんを停止			<u>100億円</u> <u>350億円</u>
○ 政策価格等の期中改定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加工原料乳生産者補給金単価の引き上げ 5億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛肉の安定価格の引き上げ ・ 肉用子牛の保証基準価格の引き上げ 4億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豚肉の安定価格の引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶏卵価格安定対策事業における補てん基準価格の引上げ ・ 事業年度途中の無事戻し
○ 経営安定対策の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道酪農緊急経営強化対策 <u>27億円</u> 自給飼料の生産拡大など緊急に生産性向上に取り組む生産者への支援 ・ 都府県酪農緊急経営強化対策 <u>49億円</u> 生産性向上の取組に対し交付金を交付する現行対策を拡充し、新たな取組に対応した交付金単価を上乗せ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肉用子牛資質向上緊急支援対策 <u>41億円</u> 優良な種雄牛精液による人工授精等により、肉用子牛の資質向上を図る生産者への支援 ・ 肉用牛肥育経営安定対策 <u>20億円</u> 枝肉価格の低下による補てん金の増加に備えた所要額の確保 ・ 肥育牛生産者収益性低下緊急対策 <u>63億円</u> 物財費割れを補てんするマルキン事業補完対策について、7月以降の飼料価格上昇分への追加措置 ・ 肥育牛経営等緊急支援特別対策 <u>40億円</u> 肥育期間の短縮など緊急に生産性向上に取り組む生産者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝肉価格が下落した場合に備えたセーフティネットを充実 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肉豚価格差補てん緊急支援特別対策 <u>24億円</u> 一定水準を下回る場合に補てんする肉豚価格差補てん事業について、7月以降の飼料価格上昇分に対応した地域保証価格の引上げ </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養豚経営緊急安定化特別対策 <u>15億円</u> 枝肉価格が低落した場合において、配合飼料使用量の低減に資する飼養管理方法の改善に取り組む生産者への支援 	
○ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース事業の貸付枠の前倒し ・ 執行予算枠の確保等による草地改良・更新の強化 			
合 計	<u>738億円</u> (配合飼料価格安定制度関係450億円+経営安定対策関係288億円)			

目 次

1	配合飼料価格安定制度の安定運用	1
2	畜産物政策価格の期中改定	3
	・ 加工原料乳生産者補給金単価	
	・ 指定食肉の安定価格	
	・ 肉用子牛の保証基準価格	
3	経営安定対策	
(1)	酪農関連対策	
①	北海道酪農緊急経営強化対策事業	4
②	都府県酪農緊急経営強化対策事業	5
(2)	子牛関連対策	
	肉用子牛資質向上緊急支援事業	6
(3)	肥育牛関連対策	
①	肉用牛肥育経営安定対策事業	7
②	肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業	8
③	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業	9
(4)	肉豚関連対策	
①	肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業	10
②	養豚経営緊急安定化特別対策事業	11
4	鶏卵補てん基準価格の期中改定	12
5	畜産経営生産性向上支援リース事業	13
6	高位生産草地等転換促進事業	14

配合飼料価格安定制度の安定運用 (異常補てん基金の発動基準の引き下げ)

1 考え方

配合飼料価格安定制度については、通常補てん基金の運営に金融機関からの資金借入枠を上回る補てん財源の確保が必要となっており、通常補てんにおける4%追加補てんを停止することから、異例の措置として、異常補てんの発動基準を引き下げ補てんを増額し、通常補てん基金からの補てんを軽減する。

2 仕組み

異常補てん基金の資金残高の見通し等を踏まえ、平成20年度第2四半期から第4四半期に限り、異常補てんの発動基準を115%から112.5%に引き下げる。

現在想定している水準で配合飼料価格が上昇した場合、発動基準の引き下げにより異常補てん基金からの補てんが100億円程度増額し、通常補てん基金の負担が同額だけ軽減されると見込まれる。

配合飼料価格安定制度の安定運用 (通常補てん基金への補てん財源の貸付)

1 考え方

通常補てん基金の運営に金融機関からの資金借入枠を上回る補てん財源の確保が必要となっていることから、配合飼料価格安定制度の基本的な機能を維持するのに必要な財源を貸し付ける。

ただし、通常補てんにおける4%追加補てんを停止する。

2 仕組み

通常補てん基金に対し、補てん財源を貸付

(通常補てん基金に対する貸付条件)

- ① 貸付限度額：通常補てん基金の財源不足額
- ② 償還期間：平成27～29年度（3年間）
- ③ 貸付条件：無利子

3 事業実施主体

(社) 配合飼料供給安定機構

4 所要額

350億円

畜産物政策価格の期中改定

1 加工原料乳生産者補給金単価

平成20年度 改定
11.55円/kg → 11.85円/kg

※加工原料乳確保特別事業（別途12万トン）の交付金単価も同額に改定。

2 指定食肉の安定価格

[牛 肉]

	平成20年度		改定
安定上位価格	1,025円/kg	→	1,060円/kg
安定基準価格	790円/kg	→	815円/kg

[豚 肉]

	平成20年度		改定
安定上位価格	515円/kg	→	545円/kg
安定基準価格	380円/kg	→	400円/kg

3 肉用子牛の保証基準価格

	平成20年度		改定
黒毛和種	305,000円/頭	→	310,000円/頭
褐毛和種	281,000円/頭	→	285,000円/頭
その他肉専用種	201,000円/頭	→	204,000円/頭
乳用種	113,000円/頭	→	116,000円/頭
交雑種	178,000円/頭	→	181,000円/頭

酪農関連対策

北海道酪農緊急経営強化対策の創設 (北海道酪農緊急経営強化対策事業)

1 考え方

北海道酪農については、4%追加補てんの発動を停止することにより収益性が低下することを踏まえつつ、経営安定を図るとともに、バター等乳製品向け生乳需給の改善にも資するよう、自給飼料の生産拡大等の取組を行う生産者に対して交付金を交付する。

2 仕組み

○交付対象者：生乳の計画生産に参画し、かつ、配合飼料価格安定制度に加入している北海道の生産者

○交付の仕組み：「酪農経営強化計画」（3カ年計画）を策定し、自給飼料の生産拡大等に取り組む生産者に対し、第2四半期から第4四半期までの期間、四半期毎に支援金を交付する。

※価格への反映が実現するまでの間

※1頭当たり10a以上（知事特認により免除可能）

※20年度限り

○取組内容：①自給飼料の生産拡大、②飼養管理の改善、③経産牛の増頭、④肉用牛部門の導入、⑤知事特認の実施

○交付金単価：経産牛1頭当たり 5,700円/年

3 所要額

27億円

酪農関連対策

都府県酪農緊急経営強化対策の拡充 (都府県酪農緊急経営強化対策事業)

1 考え方

4%追加補てんの発動を停止することを踏まえ、酪農経営の安定を図るとともに、自給飼料の生産拡大等生産性の向上を推進するため、従来の取組に加え、さらなる生産性の向上に向けた取組を実施する生産者に対して、加算金を交付する。

2 仕組み

○交付対象者：既存事業に参加している都府県の生産者で、かつ、配合飼料価格安定制度に加入している生産者

○交付の仕組み：既存事業に参画（3カ年計画の策定・取組）している生産者が、さらなる生産性向上等に向けた取組を実施する場合、第2四半期から第4四半期までの期間、四半期毎に加算金を交付する。

※価格への反映が実現するまでの間

※1頭当たり2a以上（知事特認により免除可能）

※20年度限り

○取組内容：自給飼料の生産拡大等、既存の取組に加えもう一つの取組を追加して実施。（追加の取組については、要件を大幅に緩和。さらに知事特認を措置。）

- | | |
|-------------|------------------|
| ①二期作・二毛作の実施 | ②借地を活用した飼料作物の作付け |
| ③エコフィールドの給与 | ④牛群検定への参加 |
| ⑤肉用繁殖雌牛の導入 | ⑥知事特認の実施 |

○加算金単価：経産牛1頭当たり 9,000円/年

3 所要額

49億円

子牛関連対策

肉用子牛資質向上緊急支援対策の創設 (肉用子牛資質向上緊急支援事業)

1 考え方

4%の追加補てんの発動を停止することを踏まえ、肉専用種繁殖経営の収益性の改善を図るため、優良な種雄牛精液による人工授精又は優良な繁殖雌牛への更新により肉用子牛の資質向上を図る肉用子牛生産者に対して支援交付金を交付する。

2 仕組み

- 交付対象者：肉用子牛生産者補給金制度に加入する肉用子牛生産者
 - 交付対象牛：家畜市場における取引価格が発動基準（40万円又は都道府県平均価格のいずれか低い額）を下回った肉用子牛を生産した黒毛和種繁殖雌牛
 - 交付の仕組み：地域で定める「肉用子牛資質向上促進計画」に基づき、交付対象牛について以下の取組を行った場合に、支援交付金を交付
 - ① 優良な種雄牛精液による人工授精
 - ② 優良な繁殖雌牛への更新
- ※ ①については、雌子牛を生産した場合には、原則として繁殖雌牛として保留することが条件
- ※ 20年度限り
- 支援交付金単価：
 - ① 優良な種雄牛精液による人工授精

発動基準を下回った場合	1頭当たり	10千円
発動基準を1万円以上2万円未満下回った場合	1頭当たり	20千円
発動基準を2万円以上下回った場合	1頭当たり	30千円
 - ② 優良な繁殖雌牛への更新

3 所要額

41億円

肥育牛関連対策

肉用牛肥育経営安定対策の拡充 (肉用牛肥育経営安定対策事業)

1 考え方

4%追加補てんの発動を停止することに加え、牛肉の枝肉価格が低下し、収益性の低下が見込まれることから、肉用牛肥育経営の安定を図るため、枝肉価格の低下により見込まれる補てん金の増加に対応した所要額を確保する。

2 仕組み

- 交付対象者：事業に参加している肥育牛生産者
- 交付の仕組み：推定所得が家族労働費を下回った場合（家族労働費割れ）に、国と生産者が積み立てた基金から家族労働費を下回った額の8割を補てん
- 補てん金単価：家族労働費割れの8割相当額

3 所要額

20億円

肥育牛関連対策

肥育牛生産者収益性低下緊急対策の拡充 (肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業)

1 考え方

4%追加補てんの発動を停止することに伴う生産コストの上昇により収益性の低下が見込まれることから、肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産コストの上昇によって見込まれる補てん金の増加に対応した所要額を確保する。

2 仕組み

- 交付対象者：肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）に参加している肥育牛生産者
- 交付の仕組み：マルキン事業の算定において、推定所得が物財費割れとなった場合に、物財費割れの6割を補てん
- 補てん金単価：物財費割れの6割相当額
(補てん率80%×国の負担分3/4)

3 所要額

63億円

肥育牛関連対策

肥育牛経営等緊急支援特別対策の創設 (肥育牛経営等緊急支援特別対策事業)

1 考え方

4%の追加補てんの発動を停止することに伴う生産コストの上昇により収益性の低下が見込まれることから、肉用牛肥育経営の安定を図るため、肥育期間の短縮等生産性向上の取組を行い、配合飼料使用量の低減を図る肥育牛生産者に対して、交付金を交付する。また、乳用種牛肉の需要拡大を推進する。

2 仕組み

- 交付対象者：配合飼料価格安定制度に加入している肥育牛生産者
- 交付の仕組み：肥育期間を短縮するとともに、エコフィードや自給飼料への給与飼料の変更など飼養管理方法の改善を行う計画（2カ年計画）を作成し、実施した場合に、肥育牛の出荷頭数に応じた交付金を交付
※20年度限り
- 交付金単価：1頭当たり5,000円

3 所要額

40億円

肉豚関連対策

肉豚価格差補てん緊急支援特別対策の拡充 (肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業)

1 考え方

4%の追加補てんの発動を停止することに伴う生産コストの上昇により収益性の低下が見込まれることから、養豚経営の安定を図るため、飼料費の上昇分に見合う水準まで地域保証価格の引き上げができるよう、生産者積立金の積み増し原資の一部を供給する。

2 仕組み

- 交付対象者：事業に参加している肉豚生産者
 - 交付の仕組み：豚肉の市場価格が地域保証価格を下回った場合に、補てん金を交付
- ＜地域保証価格＞
- | | | | | |
|----------|---|----------|---|---------|
| 平成20年度当初 | → | 平成20年度途中 | → | 平成21年度 |
| 470円/kg | | 480円/kg | | 520円/kg |
| （見通し） | | | | |
- 積立金に対する国の支援割合：4分の1

3 所要額

24億円

肉豚関連対策

養豚経営緊急安定化特別対策の創設 (養豚経営緊急安定化特別対策事業)

1 考え方

4%の追加補てんの発動を停止することを踏まえ、養豚経営の安定を図るため、配合飼料使用量の低減を図る取組を行う肉豚生産者に対し、肉豚価格差補てん事業の補てん金の交付に連動して交付金を交付する。

2 仕組み

- 交付対象者：肉豚価格差補てん事業に参加している肉豚生産者
- 交付の仕組み：1頭当たり配合飼料使用量の低減を図る取組の計画(2カ年計画)を作成し、実施する肉豚生産者に対し、豚肉の市場価格が地域保証価格を下回った場合に、肉豚の出荷頭数に応じた交付金を交付
※20年度限り

3 所要額

15億円

鶏卵補てん基準価格の期中改定

1 補てん基準価格

平成20年度
185円/kg → 改定
191円/kg

2 早期の無事戻し

平成20年8月までに、その前月までの補てん金交付と事業年度途中の無事戻しにより、基金から総額120億円程度を加入者に支払うこととする。

（平成20年度の補てん金交付と無事戻しによる年間総支払額は236億円を限度とする。）

リース事業の貸付枠の前倒し (畜産経営生産性向上支援リース事業)

1 考え方

畜産経営生産性向上支援リース事業に対する生産者からの要望が非常に多いことを踏まえ、事業初年度となる本年度の貸付枠について、当初予定よりも前倒しで増額して執行することとし、畜産経営の生産性向上を図ろうとする生産者に対し、必要な機械等を貸し付ける。

2 仕組み

○貸付対象者：認定農業者、認定農業者に準ずる者として都道府県知事が認める者、農協等

○貸付の仕組み：畜産経営の生産性向上を図るために必要な機械等を貸付対象者にリースする事業実施主体に対し、当該機械等の購入費用の1/3を助成(貸付対象者は、対象機械等を2/3の費用でリース方式により導入)。

○本年度貸付枠：70億円(当初予定45億円)

3 所要額

134億円(3か年分)

草地改良による飼料基盤対策の強化

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち
高位生産草地等転換促進事業

1 考え方

平成20年度の草地改良対策の執行予算を確保するとともに、青刈りとうもろこし等の作付けのできない宗谷・根釧等の草地改良を加速化するための措置を講ずる。

(北海道の緊急的対策の要望)

担当を現地(宗谷)派遣し、現地調査及び地元意見を聴取(3月26、27日)。

- ・要望が増加し予算枠を超過。執行予算を確保して欲しい。
- ・草地地域は、劣化が早い場合があり、繰り返し実施したい。

2 仕組み・所要額

(1) 酪農家等個々の草地改良の確実な実施

高位生産草地転換促進事業 20年度予算枠 5億円
基本型5万円/ha、公社型3万円/ha
(アルファルファの導入も対象)

① すべての要望に対応できるよう執行予算の確保

② 草地地域型を新設(拡充済)し、更新期間について短縮特例

- ・前回更新から5年経過 → 3年に短縮
- ・公共事業から8年経過 → 6年に短縮

(2) 草地基盤整備への支援

草地畜産基盤整備事業等(公共事業)による草地整備等を積極的に推進(十分な予算枠を確保済)。

20年度予算額 144億円